

平成24年9月21日

放送受信契約の未契約世帯に対する担当窓口変更通知の発送について

本日、東京都内の未契約世帯45件に対し、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付しました。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から民事訴訟を提起することとしています。
- 本日窓口を変更した45件の方々については、これまで営業現場において放送受信契約の締結をお願いしてきたものの、これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断いたしました。
- 今後は、受信料特別対策センターで丁寧に対応を行いますが、どうしてもご理解いただけない場合は、訴訟の予告を行い、なお応じていただけない場合は放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起します。

窓口変更通知発送日 平成24年9月21日

平成24年8月末までに窓口変更を行った未契約世帯は、累計で34件あります。このうち6件について民事訴訟を提起し、その後5件について円満に受信料のお支払いをいただきました。残る1件は、現在、東京地裁に係属中です。